

平成27年 No.4

○国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程の一部を改正する規程

改正理由

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の改正に基づき不正行為の防止に関わることをより強化するために所要の改正を行うものである。

承認経過

平成27年 1月28日 教育研究評議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成27年 1月29日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成27年規程第4号

国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程（平成19年規程第31号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程の一部改正について

改正理由：「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の改正に基づき不正行為の防止に関わることをより強化するために所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）において、研究活動を行っている者（以下「研究者」という。）の研究活動の不正への対応については、「<u>声明 科学者の行動規範—改訂版—</u>」（平成25年1月25日日本学術会議）、「<u>研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン</u>」（平成26年8月26日<u>文部科学大臣決定</u>）及びその他の関係法令通知等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 「研究者」とは、本学に所属する又は本学の名を冠した肩書きを使用して研究活動を行う全ての者（常勤、非常勤、学生等の身分及び客員教授等の呼称を問わない。また、資金の主たる受給者であるかどうかも問わない。）をいう。</p> <p>(2) 「不正」とは、研究活動の不正行為（<u>特定不正行為</u>）及び研究費の不正使用をいう。</p> <p>(3) 「研究活動の不正行為（<u>特定不正行為</u>）」（以下「不正行為」という。）とは、研究者が発表した研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。</p> <p>(4) 「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。</p> <p>(5) 「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。</p> <p>(6) 「盗用」とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、<u>当該研究者の了解又は適切な表示なく</u>流用することをいう。</p> <p>(7) 「研究費の不正使用」（以下「不正使用」という。）とは、本学又は研究資金配分機関が定めた使用ルールに違反し、虚偽の申告に基づき経費を支出させることをいう。</p> <p>(8) 「悪意」とは、研究者又は本学に不利益を与えることを目的とする意思をいう。</p> <p>(9) 「<u>部局等</u>」とは、事務局、各学系、<u>教職大学院</u>、大学院連合学校教育学</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）において、研究活動を行っている者（以下「研究者」という。）の研究活動の不正への対応については、「<u>声明 科学者の行動規範について</u>」（平成18年10月3日日本学術会議）、「<u>研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて</u>」（平成18年8月8日<u>科学技術・学術審議会</u>）及びその他の関係法令通知等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 「研究者」とは、本学に所属する又は本学の名を冠した肩書きを使用して研究活動を行う全ての者（常勤、非常勤、学生等の身分及び客員教授等の呼称を問わない。また、資金の主たる受給者であるかどうかも問わない。）をいう。</p> <p>(2) 「不正」とは、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用をいう。</p> <p>(3) 「研究活動の不正行為」（以下「不正行為」という。）とは、研究者が発表した研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。</p> <p>(4) 「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。</p> <p>(5) 「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。</p> <p>(6) 「盗用」とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の<u>了解若しくは適切な表示なく</u>流用することをいう。</p> <p>(7) 「研究費の不正使用」（以下「不正使用」という。）とは、本学又は研究資金配分機関が定めた使用ルールに違反し、虚偽の申告に基づき経費を支出させることをいう。</p> <p>(8) 「悪意」とは、研究者又は本学に不利益を与えることを目的とする意思をいう。</p> <p>(9) 「部局」とは、事務局、各学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図</p>

研究科，附属図書館，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，理科教員高度支援センター，学生支援センター，教員養成開発連携センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，各附属学校及び附属学校運営部をいう。

(10) 「部局等の長」とは，前号の部局等の長をいう。

〔省略〕

(調査委員会の設置)

第7条 学長は，通報（不正使用の場合は，監査又は通報）により，不正が疑われる情報を得たときには，調査委員会を設置して事実関係を調査しなければならない。

2 調査委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究を所掌する副学長
- (2) 教育研究評議会評議員 1名

(3) 被通報者が所属する又は研究活動を行う部局等の長

(4) 事務局長

(5) 学外の弁護士又は公認会計士等 若干名

(6) その他学長が必要と認めた者 若干名

3 前項の委員のほか，当該事案に関する研究分野の学外研究者を調査委員会の委員に加えるものとし，委員の半数以上が外部の者で構成されなければならない。

4 調査委員会に委員長を置き，第2項第1号に定める委員をもって充てる。

5 第2項第1号及び第3号の委員が通報者及び被通報者と直接の利害関係を有する場合は，学長は他の者を指名するものとする。

6 第2項第2号の委員は，学長が指名する。

7 第2項第5号及び第3項の委員は，学長が委嘱する。

8 委員の任期は当該事案限りとし，再任を妨げない。

9 調査委員会は，委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

10 議決を要する事項については，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

書館，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，理科教員高度支援センター，学生支援センター，教員養成開発連携センター及び各附属学校をいう。

〔省略〕

(調査委員会の設置)

第7条 学長は，通報（不正使用の場合は，監査又は通報）により，不正が疑われる情報を得たときには，調査委員会を設置して事実関係を調査しなければならない。

2 調査委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究を所掌する副学長
- (2) 教育研究評議会評議員 2名
- (3) 法律関係の専門的知識を有する本学の教員 若干名
- (4) 被通報者が所属する又は研究活動を行う部局の長
- (5) 被通報者が所属する又は研究活動を行う部局の教員 1名
- (6) 事務局長

(7) その他学長が必要と認めた者 若干名

3 不正行為に係る事案の調査に当たっては，前項の委員のほか，当該事案に関する研究分野の学外研究者を調査委員会の委員に加えるものとする。

4 調査委員会に委員長を置き，第2項第1号に定める委員をもって充てる。

5 第2項第2号及び第3号の委員は，学長が指名する。

6 第2項第5号の委員は，委員長が指名する。

7 委員の任期は当該事案限りとし，再任を妨げない。

8 調査委員会の事務は，関係部課等の協力を得て教育研究支援部研究支援課

11 調査委員会の事務は、関係部課等の協力を得て教育研究支援部研究支援課が処理する。

(調査)

第8条 学長は、第4条第2項の報告を受けてから原則として30日以内に調査委員会の調査を開始させなければならない。

(削除)

2 学長は、調査の開始を決定した場合、通報者及び被通報者に対し、調査を行うことを調査委員会委員(以下「調査委員」という。)の氏名及び所属を付して通知し、調査への協力を求める。被通報者が本学以外に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。また、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関に対しても調査を行う旨を通知する。

3 通報者及び被通報者は、前項の通知日から2週間以内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、学長は、その内容が妥当であると判断した場合には、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

4 不正行為に係る調査は、指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査及び関係者のヒアリング、再実験の要請等により実施する。この際、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。

5 不正使用に係る調査は、次の各号に定める手順に従い実施するものとする。

- (1) 研究者等及びその関係者からの事情聴取
- (2) 支出に係る決議書、証憑の収集及び分析
- (3) 支出の相手方からの事情聴取、各種伝票の収集及び分析
- (4) 本学及び資金配分機関の使用ルールとの整合性の調査
- (5) その他必要となる事項の調査

6 調査委員会は調査の実施に際し、通報に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。

(調査への協力等)

第9条 研究者等は、調査委員会が実施する調査に協力しなければならない。

2 研究者等は、調査委員会に対して虚偽の申告をしてはならない。退職後においても同様とする。

[省略]

が処理する。

(調査)

第8条 学長は、第4条第2項の報告を受けてから原則として30日以内に調査委員会の調査を開始させなければならない。

2 調査委員会委員(以下「調査委員」という。)のうち通報者又は被通報者と直接の利害関係を有する委員は審議に加わることができない。

3 学長は、調査の開始を決定した場合、通報者及び被通報者に対し、調査を行うことを調査委員の氏名及び所属を付して通知し、調査への協力を求める。被通報者が本学以外に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。また、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関に対しても調査を行う旨を通知する。

4 通報者及び被通報者は、前項の通知日から2週間以内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、学長は、その内容が妥当であると判断した場合には、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

5 不正行為に係る調査は、指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査及び関係者のヒアリング、再実験の要請等により実施する。この際、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。

6 不正使用に係る調査は、次の各号に定める手順に従い実施するものとする。

- (1) 研究者等及びその関係者からの事情聴取
- (2) 支出に係る決議書、証憑の収集及び分析
- (3) 支出の相手方からの事情聴取、各種伝票の収集及び分析
- (4) 本学及び資金配分機関の使用ルールとの整合性の調査
- (5) その他必要となる事項の調査

7 調査委員会は調査の実施に際し、通報に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。

(調査への協力等)

第9条 研究者等は、調査委員会が実施する調査に協力しなければならない。

2 研究者等は、調査委員会に対して虚偽の申告をしてはならない。

[省略]

(不正行為の疑惑への説明責任)

第11条 調査委員会の調査に対して、不正行為に係る被通報者が通報内容を否認する場合には、自己の責任において当該研究の科学的適正な方法及び手続並びに論文等の表現の適切性について科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の被通報者の説明において、被通報者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示すことができない場合は合理的な保存期間（論文発表後5年間を原則とし、各部署等において、各研究分野の特性に応じ、5年間を超えてこれと別の定めをすることができる。）を超えるときを除き、不正行為とみなす。ただし、被通報者が注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、当該基本的要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

[省略]

(不正が行われたと認定された場合の措置)

第16条 学長は、不正行為と認定された場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）が本学に所属するときは、当該被認定者に対し、ただちに当該研究に係る研究費の使用中止を命じ、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告する。

2 学長は、不正使用と認定された場合、被認定者が本学に所属するときは、当該被認定者に対し、ただちに当該研究に係る研究費の使用中止を命じることができる。

3 学長は、第14条第1項の規定による報告の結果、当該研究資金配分機関から不正使用に係る資金の返還命令を受けたときは、研究者に当該額を返還させるものとする。

4 学長は、被認定者に対し、国立大学法人東京学芸大学職員就業規則（平成16年規則第5号。以下「就業規則」という。）に基づく処分等の必要な措置を講ずるとともに必要に応じて法的措置を講ずるものとする。

[省略]

(不正行為の疑惑への説明責任)

第11条 調査委員会の調査に対して、不正行為に係る被通報者が通報内容を否認する場合には、自己の責任において当該研究の科学的適正な方法及び手続並びに論文等の表現の適切性について科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の被通報者の説明において、被通報者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示すことができない場合は合理的な保存期間（論文発表後5年間を原則とし、各部署において、各研究分野の特性に応じ、5年間を超えてこれと別の定めをすることができる。）を超えるときを除き、不正行為とみなす。ただし、被通報者が注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、当該基本的要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

[省略]

(不正が行われたと認定された場合の措置)

第16条 学長は、不正行為と認定された場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）が本学に所属するときは、当該被認定者に対し、ただちに当該研究に係る研究費の使用中止を命じ、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告する。

2 学長は、不正使用と認定された場合、被認定者が本学に所属するときは、当該被認定者に対し、ただちに当該研究に係る研究費の使用中止を命じることができる。

3 学長は、第14条第1項の規定による報告の結果、当該研究資金配分機関から不正使用に係る資金の返還命令を受けたときは、研究者に当該額を返還させるものとする。

4 学長は、被認定者に対し、国立大学法人東京学芸大学職員就業規則（平成16年規則第5号。以下「就業規則」という。）に基づく処分等の必要な措置を講ずる。

[省略]

(研究倫理教育責任者)

第19条 研究倫理教育責任者は、部局等の長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督しなければならない。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、研究活動の不正への対応等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、研究活動の不正への対応等に関し必要な事項は、別に定める。